

入札説明書

混交林誘導整備事業業務委託

令和7年11月18日

奈良市観光経済部農政課

入 札 説 明 書

混交林誘導整備事業業務委託にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

公告文書に定めるもののほか、次に掲げる条件全てを満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良市において令和7年度有効である業務委託等競争入札参加資格の登録を受けていること。
- (2) 上記(1)の登録所在地が奈良市内であること。
- (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日 法第45号）に基づく、認定事業主（認定事業体）である者。
- (4) 入札参加申請日において3か月以上の雇用関係がある森林施業プランナー協会が認定した森林施業プランナーの資格者を配置できる者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間中ではない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号、以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 申請書の提出

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申請書
- イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日 法第45号）に基づく、認定事業主（認定事業体）であることがわかる書類（認定証の写し）
- ウ 森林施業プランナーにあっては、森林施業プランナー協会が認定する認定証の写し。
- エ 上記、3か月以上の雇用関係を確認できる者の写し（健康保険被保険者証の写し等）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和7年11月18日～令和7年11月26日まで

3 入札方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

4 契約書作成の要否等

落札者は、奈良市契約規則第14条第2項の規定に基づき落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約書その他必要な書類を提出するものとします。